

第 57 号議案

滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 4 年 2 月 2 日

滋賀県教育委員会

滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案に関する意見について

格別の意見はない。

滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県立高等学校等において、令和4年度の新入生から導入される1人1台端末環境の整備に伴い、経済的理由によりタブレット端末等の電子計算機の購入が困難な家庭の生徒に対する支援として、電子計算機購入資金の貸与を行う等のため、滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号。以下「条例」という。)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 奨学資金の種類として、電子計算機購入資金を設けることとします。(第3条関係)
- (2) 電子計算機購入資金の貸与の額は、在学する高等学校等の推奨する電子計算機の購入等に要する費用に相当する額(上限15万円)とします。(第4条関係)
- (3) 電子計算機購入資金の貸与は、1回に限るものとします。(第5条関係)
- (4) 電子計算機購入資金のみの貸与を受けた者に係る返還の起算日は、条例第2条各号の要件を欠くに至った日とします。(第8条関係)
- (5) その他
 - ア この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
 - ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

議第 号

滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号ウ中「収入の年額」の右に「または当該年の世帯の収入の年額の見込額」を加え、「(以下「世帯の需要の年額」という。)」を削り、同号エを削る。

第3条中「および入学資金」を「、入学資金および電子計算機購入資金」に改める。

第4条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 電子計算機購入資金の貸与の額は、在学する高等学校等の推奨する電子計算機の購入等に要する費用に相当する額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円）とする。

第5条に次の1項を加える。

- 3 電子計算機購入資金の貸与は、1回に限るものとする。

第8条中「高等学校等を卒業したとき、または前条の規定により貸与の打切りがあったときは、当該卒業した日または打切りのあった」を「次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 高等学校等を卒業したとき 当該卒業した日
- (2) 奨学生にあっては、前条の規定による貸与の打切りがあったとき 当該打切りのあった日
- (3) 電子計算機購入資金のみの貸与を受けた者にあっては、第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき 当該要件を欠くに至った日

付 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県奨学資金貸与条例（以下「新条例」という。）第3条に規定する電子計算機購入資金の貸与に係る新条例の規定は、この条例の施行の日以後に滋賀県奨学資金貸与条例第1条に規定する高等学校等（同条に規定する中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）を除く。以下同じ。）に入学した者および中等教育学校の第4学年に進級した者（以下「施行年度入学者等」という。）（同日前に高等学校等に入学し、または中等教育学校の第4学年に進級した者であって、同一の学年を重ねて履修することとなり施行年度入学者等と同一の学年に属することとなったものを含む。）について適用する。

滋賀県奨学資金貸与条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (貸与の対象者)</p> <p>第2条 知事は、毎年度予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者で修学の意欲を有するものに対して、その者の申請により、奨学資金（当該申請する者が法第1条に規定する中等教育学校に在学する者である場合にあつては、次条の奨学金に限る。）を貸与することができる。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する世帯に属する者であること。</p> <p>ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯</p> <p>イ 世帯に属する<u>すべての</u>者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により市町民税が課されていない者その他これに準ずるものとして規則で定める者である世帯</p> <p>ウ 貸与の申請をしようとする年の前年の世帯の収入の年額が、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の<u>需要の年額</u>（以下「<u>世帯の需要の年額</u>」という。）の1.7倍以下である世帯であつて、学資の支弁が困難であると認められるもの</p>	<p>第1条 省略 (貸与の対象者)</p> <p>第2条 知事は、毎年度予算の範囲内において、次の各号のいずれにも該当する者で修学の意欲を有するものに対して、その者の申請により、奨学資金（当該申請する者が法第1条に規定する中等教育学校に在学する者である場合にあつては、次条の奨学金に限る。）を貸与することができる。</p> <p>(1)および(2) 省略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する世帯に属する者であること。</p> <p>ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯</p> <p>イ 世帯に属する<u>全ての</u>者が、地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により市町民税が課されていない者その他これに準ずるものとして規則で定める者である世帯</p> <p>ウ 貸与の申請をしようとする年の前年の世帯の収入の年額または<u>当該年の世帯の収入の年額の見込額</u>が、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の<u>需要の年額</u>の1.7倍以下である世帯であつて、学資の支弁が困難であると認められるもの</p>

エ 貸与の申請をしようとする年の世帯の収入の年額の見込額が、失業その他の理由により前年に比し著しく減少し、かつ、世帯の需要の年額の1.7倍以下である世帯であって、学資の支弁が困難であると認められるもの

(4) 省略

(種類)

第3条 奨学資金の種類は、奨学金および入学資金とする。

(貸与の額等)

第4条 奨学金の貸与の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)および(2) 省略

2 省略

(新設)

3 奨学資金の貸与は、無利子とする。

(貸与の期間等)

第5条 奨学金の貸与を受けることができる期間は、奨学金の貸与の決定に係る月から、奨学金の貸与を受けようとする者が高等学校等に在学することとなった日の属する月の初日から起算して当該高等学校等

(削除)

(4) 省略

(種類)

第3条 奨学資金の種類は、奨学金、入学資金および電子計算機購入資金とする。

(貸与の額等)

第4条 奨学金の貸与の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)および(2) 省略

2 省略

3 電子計算機購入資金の貸与の額は、在学する高等学校等の推奨する電子計算機の購入等に要する費用に相当する額（その額が150,000円を超えるときは、150,000円）とする。

4 奨学資金の貸与は、無利子とする。

(貸与の期間等)

第5条 奨学金の貸与を受けることができる期間は、奨学金の貸与の決定に係る月から、奨学金の貸与を受けようとする者が高等学校等に在学することとなった日の属する月の初日から起算して当該高等学校等

の修業年限に相当する月数を経過する日の属する月までの間とする。
ただし、疾病、負傷その他やむを得ない理由により当該高等学校等の
修業年限を超えて在学する場合には、その超えて在学する期間の末日
の属する月までの間とする。

2 省略

(新設)

第6条および第7条 省略

(返還)

第8条 奨学資金の貸与を受けた者は、高等学校等を卒業したとき、ま
たは前条の規定により貸与の打切りがあったときは、当該卒業した日
または打切りのあった日から起算して6月を経過した日の属する月の
翌月から10年（次条の規定により奨学資金の返還債務（以下「返還債
務」という。）の履行が猶予されたときは、10年と当該猶予された期
間とを合算した期間）以内に規則で定めるところにより、貸与を受け
た奨学資金を返還しなければならない。

以下 省略

の修業年限に相当する月数を経過する日の属する月までの間とする。
ただし、疾病、負傷その他やむを得ない理由により当該高等学校等の
修業年限を超えて在学する場合には、その超えて在学する期間の末日
の属する月までの間とする。

2 省略

3 電子計算機購入資金の貸与は、1回に限るものとする。

第6条および第7条 省略

(返還)

第8条 奨学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する
ときは、当該各号に定める日から起算して6月を経過した日の属する
月の翌月から10年（次条の規定により奨学資金の返還債務（以下「返
還債務」という。）の履行が猶予されたときは、10年と当該猶予され
た期間とを合算した期間）以内に規則で定めるところにより、貸与を
受けた奨学資金を返還しなければならない。

(1) 高等学校等を卒業したとき 当該卒業した日

(2) 奨学生にあっては、前条の規定による貸与の打切りがあったとき
当該打切りのあった日

(3) 電子計算機購入資金のみの貸与を受けた者にあっては、第2条各
号に掲げる要件を欠くに至ったとき 当該要件を欠くに至った日

以下 省略